

## 平成29年第5回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

平成29年5月15日（月）午後2時  
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1番 嶺 岸 勝 志	2番 成 島 誠
3番 大 炊 三枝子	4番 中 野 栄
5番 大 井 栄 一	6番 根 本 博
7番 田 村 星 寿	8番 宮久保 勝
9番 三 須 清 一	

### 4. 欠 席 委 員

10番 須 藤 喜一郎

### 5. 出席事務局職員

局 長	渡 辺 唯 男
次 長	成 嶋 文 夫
農地係長	鈴 木 光 一
庶務係長	富 塚 隆 則

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 生産緑地のあっせんについて

**三須清一会長** ただ今から平成 29 年第 5 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 9 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1 番 嶺岸勝志委員

2 番 成島誠委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 4 号まで、合計 4 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 2 件、再設定が 2 件です。

議案第 4 号は「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」で、2 件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 5 月 15 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号 1 の説明をいたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は 150m<sup>2</sup>です。JR〇〇駅の北側約 2 km に位置しています。位置図は議案資料の 11 ページをご覧ください。

当該地は平成 29 年 2 月総会で栽培技術習得のための菜園事業を実施する目的で申請人が取得した農地であります。来園者の自動車の駐車スペースを確保するため農地転用を行

うもので、駐車スペースは車8台分を計画しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。申請者立会の下、現地調査を行い、農地法4条について審議しました。

農地区分については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地と判断しました。また、一般基準の事業実施の確実性や被害防除措置の妥当性は事業計画からも満たしていることから、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号について審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年5月15日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は16ページからとなります。転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。なお、議案第2号の整理番号1から4までは譲受人が同一で一体的な事業でありますので一括で説明します。

申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑10筆、合計面積は7,206m<sup>2</sup>です。JR成田線〇〇駅の北約1.5kmに位置しています。位置図は議案資料25ページをご覧ください。

譲受人は太陽光システムの販売、施工及び売電事業を行っている東京スマートハウジング株式会社で、譲渡人は市内在住の4名の方です。農地を買収して太陽光発電施設を設置するものです。事業費は土地代金〇, 〇〇〇万円、施設建設費は〇億〇, 〇〇〇万〇, 〇

〇〇円です。全額事業者の自己資金ですべて賄うものです。

なお、東京電力の売電価格は1kw 当たり税別〇〇円で、20年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第2号整理番号1から4について調査結果を報告します。譲渡人3名、譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。当該地は日照条件が良く、道路や電柱が近くにあり、隣接地10筆を合わせると大規模な太陽光発電事業用地として適しているため、太陽光発電事業を目的とする譲受人が農地転用を伴う所有権移転を行うものです。計画する太陽光発電施設はパネル板1,792枚を設置するものです。雨水は敷地内浸透とし、周辺土地への日照や通風に関する影響は少ないとのこと。また、付近の家屋にも被害を及ぼさないよう緩衝帯を設けるなど注意し、万が一の場合は責任をもって問題に善処するとのこと。

第2調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号整理番号1から4に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

議案第2号整理番号1から4については同一事業であるため一括で採決します。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1から4は原案どおり許可することに決定いたし

ました。

続いて、議案第2号整理番号5と6について審議します。

事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の4ページをお開きください。議案資料は38ページからとなります。

なお、議案第2号の整理番号5と6は譲受人が同一で一体的な事業でありますので一括で説明します。転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑二筆、合計面積は1,480m<sup>2</sup>です。JR成田線〇〇駅の東約1.7kmに位置しています。位置図は議案資料44ページをご覧ください。

譲渡人は市内在住の方及び利根町在住の方です。譲受人は太陽光発電事業を行っている取手市在住の方で、農地を買収して太陽光発電施設を設置するものです。事業費は土地代金が〇〇〇万円、施設建設費が〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円です。自己資金ですべて賄うものです。

なお、東京電力への売電価格は1kw当たり税別〇〇円で、20年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第2号整理番号5と6について調査結果を報告します。譲渡人一人、譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は農地として活用されておらず、今後も耕作の見込みがないこと、周辺に大きくさえぎるものがなく、南側からの日照が多く望めることから太陽光発電施設を設置する事業者と売買契約が合意したため、農地転用を伴う所有権移転を行うものです。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

雨水は敷地内自然浸透で処理する。発電所は土地境界を明確にし、土砂が流出することのないよう工事中・使用中は徹底していく。また、発電施設の高さが2m程度であるため周辺土地への日照や通風に関する影響も少ないと思われるとのことで、定期的に周辺の土地所有者と対話する時間を設け、意見を聴取し、対応策を講じていくとのことです。

第2調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号整理番号5と6に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号5と6を採決します。整理番号5と6については同一事業であるため一括で採決します。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号5と6については原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号整理番号7について審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の4ページをご覧ください。整理番号7の説明をいたします。議案資料は48ページからとなります。

申請地は〇〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は315m<sup>2</sup>です。JR〇〇〇駅の北約1.7kmで、〇〇〇〇〇〇〇〇分署の北側に位置しています。

申請理由は調整区域の農地に農家分家として一般個人住宅を建築しようとするものです。土地を選定した理由は、市街化区域には土地所有はないことと、現在住んでいる場所からも近く、祖父の土地なので土地代がかからないことからです。

建築費は〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円で、全額銀行からの融資で対応するとしています。なお、証明書で確認しております。

他法令については都市計画法第34条が該当し、開発行為の申請をしているところです。事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 議案第2号整理番号7について調査結果を報告します。

譲受人の代理人及び譲渡人の立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

汚水、雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、排水の処理を行い、市の既設U字溝に接続放流する。また、雨水は宅地内自然浸透とするものです。なお、隣接農地に土砂流を防止するため板塀 20cm を設置し、対応するとのこと。

以上、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題も少ないことから、第2調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

調査会からの報告は以上です。

**三須清一会長** これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

**成島誠委員** この前、1週間ぐらいで銀行の残高の証明がでると言っていたが。

**事務局** はい。でした。

**三須清一会長** ほかに何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号7を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号7は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。なお、整理番号1及び2は〇〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の5ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年5月15日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は55ページからとなります。新規の賃借権設定が2件、使用貸借権の再設定が1件及び賃借権の再設定が1件です。

整理番号1の設定農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆及び〇〇〇地先の田4筆、合計面積は1万2,926m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇の農業者、貸付者も〇〇の方です。賃借料は



10 アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kg で、手賀沼土地改良区の負担金を借受者が負担するとのことです。期間は10年間です。

整理番号2の設定農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆及び〇〇〇地先の田二筆、合計面積は8,832m<sup>2</sup>です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリー一等米〇〇kg若しくは当該年のJAちば東葛の出荷金額で、手賀沼土地改良区の負担金を借受者が負担するとのことです。

整理番号3の再設定農地は〇〇〇地先の畑一筆、面積は410m<sup>2</sup>です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。使用貸借で、期間は6年間です。

整理番号4の再設定農地は、〇〇〇地先の畑二筆、合計面積は2,981m<sup>2</sup>です。借受者は株式会社めりんだで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇万円で、期間は6年間です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 整理番1及び2の借受者の経営面積は借受地を含め、約15.36ヘクタールです。農業従事日数は本人及び母がそれぞれ年間280日、父が240日、妻が80日です。トラクター5台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号3の借受者の経営面積は、借受地のみで約67アールです。農業従事日数は本人が年間340日、妻が335日です。トラクターを初め、耕運機を保有しています。

整理番号4の借受者の経営面積は借受地を含め、約1.96ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間300日、妻が260日、社員2名がそれぞれ300日です。トラクターを初め、管理機等を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から4までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号の整理番号3及び4に対する質疑に入ります。何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号の整理番号3及び4について採決します。決定することに賛成の委

員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号3及び4は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第3号の整理番号1及び2に対する質疑に入ります。

〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇委員、退室)

これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第3号整理番号1及び2を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1及び2は原案どおり決定することとしました。

〇〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇〇委員が席に戻ったことを確認)

続いて、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

事務局より朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書8ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。下記のとおり相続税の納税猶予に関する適格者証明願があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年5月15日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

整理番号1の議案資料は58ページから62ページになります。申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑5筆、申請面積は5,453m<sup>2</sup>で、相続により継承することになったものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保調査会長から整理番号1の調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** 調査結果を報告します。

申請地を確認したところ農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。よって、第2調査会では全員一致をもって証明相当であると判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認めます。

議案第4号整理番号1を証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号1は原案どおり証明することにいたしました。

続いて、議案第4号整理番号2を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案書9ページをお開きください。整理番号2の議案資料は63ページから84ページになります。

整理番号2の申請地は〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇地先の畑一筆、〇〇字〇〇地先の畑二筆、〇〇字〇〇〇地先の畑9筆、〇〇字〇〇地先の田5筆、〇〇字〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆、〇〇〇〇字〇〇地先の田一筆及び〇〇〇〇地先の田一筆、申請合計面積2万1,027.38m<sup>2</sup>で、相続により継承することになったものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、宮久保調査会長から整理番号2の調査結果の報告をお願いします。

**宮久保勝調査会長** それでは調査結果を報告いたします。

申請地を確認したところ農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。よって、第2調査会では全員一致をもって証明相当であると判断いたしました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認めます。

これより議案第4号整理番号2について証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号2は原案どおり証明することにいたしました。

宮久保調査会長は自席にお戻りください。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** 報告いたします。報告は第1号及び第2号の2件です。

報告第1号は「農地法第18条6項の規定による通知について」で、3件受理しました。農業基盤強化促進法による賃借権設定の解約の通知です。

以上、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理したものです。

報告第2号は「生産緑地のあっせんについて」です。こちらは市長より平成29年4月24日付けで生産緑地のあっせんを求められています。委員の皆様のお知り合いの農業者で生産緑地を取得したい方がいらっしゃいましたら、お手数ですが6月12日までに事務局へ連絡していただきたいと思っております。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号及び2号について何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成29年第5回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人